

事務連絡
平成27年9月15日

各 都道府県
保健所を設置する市
特別区 衛生担当部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
に係る厚生労働大臣免許保有証について

標記について、手技による医業類似行為に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が多いため、施術を受ける際に有資格者と無資格者の判別に資するよう、施術者があん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許証を保有していることを証明した厚生労働大臣免許保有証が公益財団法人東洋療法研修試験財団（厚生労働大臣指定登録機関）において発行されることになり、9月15日（火）より受付が開始されましたこととなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、発行の趣旨をご理解の上、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術所の開設届の手続きの機会を活用するなど施術者等への情報提供が図られるよう、関係者への周知方よろしくお願ひいたします。

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです。
(免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません。)

※当財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より5年間です。(5年後更新)

※複数免許がある場合(例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許)でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

※新規申請書類の受付・発行は年1回です。

(訂正書換え、再交付、更新申請の受付・発行も「新規申請」と同時期とし年1回)

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き

下記をクリック頂き、申請手続きを行える団体をご確認ください。

(当財団では申請用紙の配布等は行いません。)

http://www.ahaki.or.jp/licence_card1.pdf

詳細は各団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料

4,000円(消費税含、実費相当)

◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類(※1)、住民票(※2)、
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し
写真(パスポート用 2枚)

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成27年9月15日(火)より受付を開始いたします。